

事務連絡
令和2年7月20日

各介護保険事業所・施設等 様

北海道国民健康保険団体連合会

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に係る申請について

平素より、本会の介護保険審査支払業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）のうち、下記1の事業にかかる申請につきましては、北海道より申請等業務を受託し、一部を除き国保連合会へ「申請書」を提出することとなっております。

つきましては、下記の内容をご確認のうえ、「申請書」を提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 本会に申請書を提出する該当事業

- (1) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- (2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (3) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- (4) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

※上記（1）及び（4）の事業のうち北海道へ申請する申請書につきましても、本会へ提出していただきますようお願いいたします。

2. 申請書の提出先

北海道国民健康保険団体連合会

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

「審査部介護・障害者支援課介護審査係宛て」

3. 事業所等の申請書及びマニュアルのダウンロード

・北海道庁ホームページアドレス

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kfk/.htm>)

※北海道からの委託に基づき北海道国保連合会が支給する慰労金及び支援金等の手続きに当たっては、北海道が作成する「支給要領」及び「マニュアル」を必ず確認してください。

この支給要領及びマニュアルについては、道庁ホームページに掲載します。

※道庁ホームページのTOPページ中段にある「注目情報」に「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について」が掲載しています。

・本会ホームページ

介護事業所等のみなさま⇒新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
(<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp>)

※7月下旬掲載予定

4. 問い合わせ先

(1) 制度内容の問い合わせ

厚生労働省老健局 新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）コールセンター

電話番号：03-5253-1111（内線 3807、3907）（7月まで予定）

受付時間：平日 9時 30分～18時 15分

(2) 国保中央会介護電子請求受付システムによる申請方法の問い合わせ

ヘルプデスク

電話番号：0570-059-402

令和2年7月～令和2年8月

受付時間：平日 10時 00分～20時 00分、土日祝 10時 00分～17時 00分

令和2年9月～令和3年3月

受付時間：平日 10時 00分～17時 00分

(3) 申請内容の問い合わせ

北海道国民健康保険団体連合会

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する問い合わせ窓口

7月下旬開設予定（開通次第、ホームページ掲載予定）

(問い合わせ先)

北海道国民健康保険団体連合会

審査部介護・障害者支援課介護審査係

TEL：011-231-5161（代表）

【 別 紙 】

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業及び在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の申請等にかかる留意事項について

1. 申請書の提出方法及び受付期間について

北海道ホームページ掲載のマニュアルに記載のとおり、以下の方法により、本会へ提出願います。

①電子請求受付システム（毎月1日～末日）（初回申請：7月20日～7月31日）

ア. 電子請求未対応事業所（インターネット請求を行っていない事業所）には「電子請求受付システム」から申請できるように、ユーザID・仮パスワード（別添「電子請求登録結果に関するお知らせ」を配布いたします。紙や電子媒体での申請も可能ですが、ユーザID・仮パスワードを使用しインターネットによる申請も行えることから、極力電子請求受付システムにて申請いただきますようお願いいたします。

なお、電子請求受付システムでの申請書アップロードに、電子証明書は不要であるため、証明書発行用パスワードは使用しないでください。

イ. 代理人に介護給付費等の請求を委任している事業所

②電子媒体（毎月1日～末日）（初回申請：7月20日～7月31日）※原則郵送

ア. 極力CD-Rにて提出願います。

イ. 申請書のファイルと介護給付費等の請求ファイルを必ず別々の電子媒体（CD-R）で提出願います。

ウ. 電子媒体に油性マジック等で、タイトル「新型コロナ支援交付金（介護分）申請書」と記載した上で、事業所番号、申請年月日、媒体枚数を記載願います。

③紙（電子媒体による提出が困難な場合）※原則郵送

（毎月1日～末日）（初回申請：7月20日～7月31日）

2. 申請書について

本会へ提出された申請書について、不備等がありましたら、本会より確認のご連絡させていただく場合があります。

3. 事業所等への支払について

(1) 申請された月の翌月末を目途にお支払いします。

※申請書の不備等、または振込に際して、事業所への口座情報の確認が必要となった場合は、支払いが遅れる場合があります。

(2) 事業所等から提出された「介護給付費等の請求及び受領に関する届」に記載された、本会に登録されている口座情報を基に慰労金及び感染症対策等支援金を振込みます。

(3) 債権譲渡事業所に係る申請等業務については、本来、北海道において取り扱うこととしておりますが、北海道からの受託により本会で取り扱うことになりましたので、該当する事業所については、北海道庁ホームページよりダウンロードした申請書を介護電子請求受付システムよりアップロードしていただくこととなります。慰労金等については、本会に登録されている口座に振込みます。

4. 本会に登録されている振込先口座情報を変更する場合について

現在、本会に登録されている口座情報を変更する場合は、「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出など、所定の手続きが必要となりますので、事前に本会へご連絡願います。

※連絡先：システム管理部システム管理課システム管理係 内線 3320～3325

介護保険

ユーザ ID・パスワード再発行依頼書

事業所番号	
事業所名	
担当者名	
担当者電話番号	

※代理人による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る申請は行うことができません。

当再発行依頼書は、事業所のユーザ ID (KJ から始まるユーザ ID)・パスワードで申請することとなることから、ご不明な場合、再発行するためのものです。

※システム管理部システム管理課システム管理係宛て

【FAX 番号：011-231-5198】 に送信をお願いいたします。

※FAX 送信票は不要となりますので、本帳票のみ FAX してください。